

(平成24年8月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日は昭和62年4月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、17万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月1日から同年5月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間当時の給料支払明細書を所持しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給料支払明細書、雇用保険の加入記録及びA社の回答から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

また、A社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書において、申立人の資格取得日は、当初、昭和62年4月1日として届け出られたが、その後、同年5月1日に訂正されていることが確認できるところ、同社の社会保険事務担当者は、「申立人の資格取得日を昭和62年4月1日として同年4月21日に届け出た後に社会保険事務所（当時）による調査があり、理由は分からなかったが、資格取得日が同年5月1日に訂正された。」と証言している。

さらに、申立期間当時の新規適用事業所に係る適用日の取扱いについて、日本年金機構B事務センターは、「強制適用事業所の場合は、新規適用事業所に係る調査を行った日の属する月の初日を適用日としていたと思われる。」と回答している。

加えて、申立期間当時、常時3人以上の従業員を使用する法人の事業所は厚

生年金保険の適用事業所とされていたところ、A社の商業登記簿から、同社は昭和61年10月1日に設立されて2人の役員がいたことが確認でき、申立期間当時の従業員は当該役員及び申立人の3人であり、同社の申立期間当時の社会保険事務担当者は、「昭和62年4月1日と同年5月1日の従業員に変わりはない。」と証言していることから、申立期間において、同社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、A社は、申立人について、昭和62年4月21日に同年4月1日を資格取得日として届け出たものの、社会保険事務所が同年5月になって新規適用事業所に係る調査を行い、資格取得日を同年5月1日に変更したものと思われるが、同社は、同年4月1日において厚生年金保険の適用事業所となる要件を満たしており、社会保険事務所に対して新規適用に係る届け出を行ったにもかかわらず、社会保険事務所が当時の事務手続の取扱いにより、法令に定めるところとは異なる処理を行った結果、申立人の資格取得日が事実と異なる同年5月1日と記録されたと考えられることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年4月1日であったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書から、17万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年12月1日から26年4月1日まで
② 昭和26年11月中旬から27年3月半ばまで

A社(現在は、B社)に勤務した申立期間①及び②が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

季節労働者として勤務したのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が一緒に季節労働者として勤務していたと記憶している元同僚3人及び当該期間中に厚生年金保険に加入していたことがA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により確認できる元従業員の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、「資料が無いため、申立人の勤務実態及び保険料控除については不明である。」と回答していることから、申立人の当該期間における具体的な勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、A社に係る被保険者名簿には、昭和26年1月26日を資格取得日として申立人の氏名、生年月日及び厚生年金保険の記号番号等が記載されているものの、資格取得日が同日の他の2人と同様に資格喪失日が空欄のまま線が引かれており、このことについて日本年金機構C事務センターは、「事業所から資格取得に係る届出が行われたものの、その後、当該資格取得に係る取消しの届出があったと思われる。」と回答している上、当該記号番号は同年2月1日を資格取得日とする他の被保険者に付番されていることから、当

該期間における申立人の被保険者資格は取り消されており、再度、資格取得
手続が行われたとは考え難い。

さらに、申立人は、当該期間において事業主により給与から厚生年金保険
料を控除されていた具体的な記憶が無く、当該期間に係る厚生年金保険料が
控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 2 申立期間②について、上記元同僚3人のうちの1人及び元従業員の証言か
ら、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことがうかが
える。

しかしながら、A社は、「資料が無いため、申立人の勤務実態及び保険料
控除については不明である。」と回答していることから、申立人の当該期間
における具体的な勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確
認することができない。

また、上記元同僚のうちの1人が、「申立人と同じ仕事をしていた。」とし
ている他の元従業員2人には、申立人と同様に当該期間の厚生年金保険の加
入記録が確認できないことから、A社では、従業員を厚生年金保険に必ずし
も加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、当該期間において事業主により給与から厚生年金保険
料を控除されていた具体的な記憶が無く、当該期間に係る厚生年金保険料が
控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除につ
いて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保
険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 8 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
② 平成 9 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A事業所に勤務した期間のうち、申立期間①及び②が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

臨時職員として勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する申立人に係る資料及び同事業所の回答から、申立人が申立期間①及び②において同事業所で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A事業所は、「平成 8 年 10 月分退職者及び 9 年 4 月分退職者に係る資料の記載内容から、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を給与から控除しておらず、申立てどおりの届出も行っていない。」と回答している。

また、A事業所は、「申立人は、平成 8 年 5 月 1 日から、勤務形態が 1 日 6 時間のパートから 8 時間の臨時職員に変更となったことにより、厚生年金保険に 5 か月加入し、その後の 1 か月は加入させない取扱いの対象者となった。」と回答している上、申立期間①及び②において、申立人が自身と同じ B 係だったとして氏名を記憶している元同僚の同事業所における厚生年金保険被保険者記録は、申立人と同様、厚生年金保険に 5 か月加入し、その後の 1 か月は厚生年金保険には加入していないことがオンライン記録から確認できる。

さらに、オンライン記録から、A事業所において平成 8 年 11 月 1 日から 9 年 4 月 1 日までの期間に厚生年金保険被保険者資格を取得していたことが確認でき、申立人と同様、厚生年金保険に 5 か月加入し、その後の 1 か月は加

入していないことが確認できる9人はいずれも、「厚生年金保険に5か月加入し、その後の1か月は厚生年金保険に加入していない。」と回答している。

加えて、申立人は、申立期間①及び②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。